

諮問第45号

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成22年6月16日付け千葉市指令財納第2号により行った「（平成17年度～平成20年度）市滞納繰越者の中で電話番号がわかる件数」（以下「本件公文書」という。）を不存在による不開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 諒問に至る経過

諒問に至る経過は、次のとおりである。

1 公文書開示請求

異議申立人は、平成22年6月4日付けで、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「（平成20～17年度）市滞納繰越者での電話番号がわかる件数、CDチップス含む」の開示を求める公文書開示請求書を提出し、実施機関は、同日これを收受した。

2 不開示決定

実施機関は、開示請求に対し、請求のあった本件公文書は未作成により存在しないとして本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成22年8月13日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立書を提出し、実施機関は、同日これを收受した。

4 諒問

実施機関は、条例第19条の規定に基づき、平成22年10月1日付け22千財納第1300号により本審査会に諒問した。

第3 異議申立人の主張

異議申立書による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、滞納繰越者の電話番号数の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

滞納者の電話番号把握数（率）が存在しない訳がない。

第4 実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

1 本市の市税滞納者情報の処理方法等について

本市では滞納者に係る情報は、税滞納オンラインシステムにより滞納者ごとに管理している。滞納者との交渉や調査により判明した連絡先については、職員が当該システムに入力し、最新の情報に更新している。

2 本件公文書を不開示とした理由について

本市では、文書による催告や差押え等の滞納処分を中心に滞納整理を行っており、電話による催告は補助的なものと位置づけている。そのため、電話番号の把握件数及び電話番号判明率を把握する必要性は乏しい。

よって、本市では本件公文書を紙媒体でも電磁的記録でも作成をしておらず、本件処分を行った次第である。

第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

異議申立人は、開示請求書において、「平成17年度から平成20年度までにおける、滞納繰越者数の中での電話番号がわかる件数」の開示を求めてている。

実施機関では、市税滞納者に係る情報を、税滞納オンラインシステムにおいて管理している。同システムでは、催告書の発送履歴、納税交渉の経過記録、滞納処分の内容等をオンラインで滞納者ごとに管理しており、滞納繰越者の電話番号が判明している場合には、当該電話番号が記録され、同システムの端末において電磁的記録として閲覧することができる。また、この他に実施機関において市税滞納者の電話番号が記録されている公文書は存在しないものと推認される。

したがって、本件開示請求の対象として特定すべき公文書とは、上記の税滞納

オンラインシステムに記録された情報のうち、平成17年度から平成20年度までに、市税滞納者で電話番号が判明している件数を表す文書といえる。

2 本件公文書の不存在について

実施機関では、市税滞納者について、上記の税滞納オンラインシステムから作成される個票に基づき、各個に滞納者との交渉や調査を実施しており、その結果、判明した連絡先を納税担当職員が同システムに入力する運用を行っている。そのため、同システム上での滞納者情報は、隨時、最新の情報に更新されている状況にある。

したがって、市税滞納者で電話番号が判明している件数とは、各時点で税滞納オンラインシステムに記録されている滞納者情報のうち、滞納者の電話番号が記録されている件数をその都度、集計することで明らかとなる。すなわち、本件開示請求の対象である「滞納繰越者数の中での電話番号がわかる件数」を記録した公文書が存在するといえるのは、実施機関において、過去、平成17年度から平成20年度までの各年度に、市税滞納者で電話番号の判明している件数を集計する公文書が作成されていた場合ということになる。

実施機関の説明によると、実施機関においては、市税滞納者に対し、文書による催告及び差押え等の滞納処分を中心とする滞納整理を実施し、架電による催告は補助的なものと位置づけられており、かかる業務運営の下で、市税滞納者情報のうち電話番号の判明している件数ないし判明率等を特に集計して把握する必要性は乏しく、「滞納繰越者数の中での電話番号のわかる件数」を示す帳票等は紙媒体及び電磁的記録のいずれについても作成していないとしている。

本審査会が税滞納オンラインシステムについて検分したところでは、実施機関における市税滞納者に係る管理業務において、税徴収業務は同システムの情報から作成された個票に基づいて行われており、電話による催告は業務の目的達成のための手段の一つに過ぎず、専ら市税滞納者情報のうちから電話番号の判明している件数の把握を目的とした公文書をことさらに各年度において作成する義務が実施機関にあるとは認められず、その他、このような文書を作成もしくは使用していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点は見受けられないものと考えられる。

よって、本審査会は、実施機関が不存在を理由とする不開示決定をしたことは妥当であると判断する。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

＜参考＞

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成22年10月 1日	諮問書の受理
平成22年11月 30日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年 4月 17日	実施機関理由説明及び審議（第121回審査会）
平成24年 5月 29日	審議（第122回審査会）
平成24年 6月 26日	審議（第123回審査会）
平成24年 7月 31日	審議（第124回審査会）